

三原市認知症カフェ運営 事業補助金申請の手引き

令和7年度版

申請方法について、ご不明な点などがございましたら、
高齢者福祉課までお問い合わせください。

〒723-8601 三原市港町3丁目5番1号

三原市高齢者福祉課（本庁舎1階）

TEL : 0848(67)6055 FAX : 0848(64)2130

●●目次●●

三原市の認知症カフェについて	1 ページ
三原市認知症カフェ運営事業補助金について	1 ページ
◆補助金の交付対象	1 ページ
◆補助対象者	1 ページ
◆補助金の額	1 ページ
◆補助金の対象となる経費	2 ページ
補助金申請の流れ	2 ページ
申請にあたっての注意点	4 ページ
各書類の記入例と注意事項	
様式第 1 号 補助金交付申請書	5 ページ
様式第 2 号 事業計画書	6 ページ
様式第 3 号 収支予算書	7・8 ページ
様式第 4 号 補助金交付決定通知書	9 ページ
様式第 6 号 補助金交付変更承認申請書	10 ページ
様式第 8 号 補助金実績報告書	11 ページ
様式第 9 号 事業報告書	12 ページ
様式第 10 号 収支決算書	13 ページ
様式第 11 号 補助金交付額確定通知書	14 ページ
様式第 12 号 補助金(概算払)交付請求書	15 ページ
Q & A	16 ページ

三原市の認知症カフェについて

三原市の認知症カフェは、平成 26 年度に始めて開設され、その後徐々に増えています。各カフェは、民間店舗を借上げたもの、若年性認知症の方を対象にしたものなど、実施方法や内容の試行錯誤を重ね、ホッとできる場づくりに努め、参加者数は増加していきました。

長寿化の進展から、今後も認知症の人の増加が見込まれています。認知症の人とその家族、また認知症の人とともに暮らす地域の人、誰もが人とのつながりをもてる拠点として、認知症カフェの広がりが求められています。

三原市認知症カフェ運営事業補助金について

◆補助金の交付対象

市内で開催される認知症カフェのうち、次の各号に掲げる要件の全てに該当するもの。ただし、内容に営利活動、宗教活動又は政治活動を含む場合は、対象となりません。

- (1) 利用者が、気軽に集い、交流する場を提供すること。
- (2) 認知症について、正しい知識を広める場であること。
- (3) 専門職（認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、ヘルパーをいう。）若しくはキャラバンメイトのうち、いずれかに該当する者を1名以上配置し、利用者からの相談に対し、適切な支援を行うこと。
- (4) 認知症に関する知識を習得する講座を受講している者のほか、一般市民のボランティアの積極的な参加を促すこと。
- (5) 月1回以上開催し、1回当たりの実施時間が1時間30分以上であること。
- (6) 1回当たりの参加者は、おおむね5人以上であること。

◆補助対象者

市内に居住する個人または市内に事業所を有する団体。

◆補助金の額

- (1) 認知症カフェ開設補助
1か所当たり50,000円を上限とする。
(ただし、新規開設初年度に限る。)
- (2) 認知症カフェ運営補助
15,000円に開催回数に乗じた額を上限とし、認知症カフェを開催するに当たり要した費用を補助する。
ただし、年間180,000円までとする。

◆補助金の対象となる経費

(1) 認知症カフェ開設補助

机、椅子、事務用品など、開設に必要な物品購入費

(2) 認知症カフェ運営補助

- ①報償費 研修や講座を開催する際、依頼した外部講師への謝金
- ②食糧費 認知症カフェの参加者に提供するお茶や食材料費
- ③需用費 事務用品、文具、作業療法の方法費等及びパンフレット、チラシの印刷製本費
- ④役務費 認知症カフェの案内等に使用する切手やはがき代、通信費、各種手数料、各種保険料
- ⑤使用料及び賃借料
認知症カフェ実施のための会場使用料、機材の借り上げ料
駐車場代

●備品は運営補助の対象になりません。

●補助金の対象となるのは、認知症カフェに要する費用です。他の行事などでも使用する物等については、使用頻度に応じて按分してください。

補助金申請の流れ

認知症カフェを主催し、補助金の交付を希望する団体ごとに、代表者が申請を行ってください。

時期	内容
カフェ開 催前	<p>(1) 申請 認知症カフェを開催する日までに、申請書等を高齢者福祉課へご提出ください。</p> <p>【ご提出いただく書類】</p> <ul style="list-style-type: none">① 三原市認知症カフェ運営事業補助金交付申請書（様式第1号）② 事業計画書（様式第2号）③ 収支予算書（様式第3号） <p>※記入方法は、記入例をご確認ください。</p> <p>(2) 補助金交付決定 ご提出いただいた申請書を確認し、補助金交付が適当と認められたときは、市から三原市認知症カフェ運営事業補助金交付決定通知書（様式）によりお知らせします。なお、不適当と認められた場合も通知します。</p> <p>※交付決定後、事業の実施内容等を変更、中止、廃止するときは、変更手続きが必要になります。速やかにご相談ください。ただし、軽微な変更については手続き不要です。</p>

軽微な変更とは

- ・開催日時の変更
- ・開催場所の変更
- ・補助金の額の変更のない収入、支出額の変更

補助金の支払額に影響する変更は、必ずご相談ください。

例) やむを得ず事業を中止し、不要の事業費が生じた。
会場費が変更になった。

(3) 概算払(概算払を希望する時のみ)

概算払(事業実施前の支払い)を希望される場合は、(2)の交付決定の後、三原市認知症カフェ運営事業補助金(概算払)交付請求書(様式第12号)を提出してください。

※申請者名と請求者名が異なる場合は、委任状が必要になります。
申請書は理事長、請求者は管理者の場合、理事長が管理者に請求事務を委任する書類が必要です。(書式については相談してください。)

(4) 認知症カフェを開催

事業完了後に、実施報告書を提出していただきますので、事業に係る収支決算及び参加者人数等は、逐次作成しておいてください。

事業完了
又は
3月末ま
で

(5) 実績報告書類を提出

事業が完了したら、完了の日から30日以内又は年度の末日いずれか早い日までに、必要書類を高年齢福祉課へご提出ください。

なお、年度の途中で事業を廃止した場合は、事業廃止後30日以内に提出してください。

【ご提出いただく書類】①～⑤必須

- ① 三原市認知症カフェ運営事業補助金実績報告書(様式第8号)
- ② 事業報告書(様式第9号)
- ③ 収支決算書(様式第10号)
- ④ 支出を確認できる書類(領収書等)
- ⑤ 認知症カフェを開催している写真やチラシ

※各書類の記入方法は、記入例をご確認ください。

(6) 補助金交付額確定

ご提出いただいた報告書等の内容を市が確認して、補助金の金額を確定し、三原市認知症カフェ運営事業補助金交付額確定通知書によりお知らせします。

	<p>(7) 請求書を提出（概算払をしていなかった場合）</p> <p>確定した補助金を指定の口座に振り込みますので、認知症カフェ運営事業補助金(概算払)交付請求書（様式第12号）を高齢者福祉課へご提出ください。</p> <p>※概算払を行っていた場合は、交付額確定後に精算（不用額を市に返還）を行います。</p>
	<p>(8) 支払い</p> <p>請求から30日以内に指定の口座に振り込みます。請求者名と口座名義が異なる場合は、委任状を提出してください。</p>

申請にあたっての注意点

- 高齢者福祉課に提出していただく書類には、代表者の方の住所、名前、電話番号を記入していただく欄があります。申請書から請求書まで、**代表者欄は同じ名称**で記入してください。（申請者と請求者が異なる場合は委任状を提出してください。）途中で代表者の交代などありましたら、変更したことがわかる書類（代表者交代の案内文や市に代表者変更を届け出た書類などの写し）を提出してください。
- 提出書類はボールペン、万年筆等でご記入いただき、訂正箇所には訂正印をお願いします。（鉛筆、消えるボールペン、修正液は使用しないでください）ただし、金額を書き間違えた場合は、新しい用紙に書き直してください。
- 支出の内容を証する書類は5年間保存してください。

その他

- 事業の運営にあたり、参加者の安全対策はもちろん茶菓等を提供する際は、衛生管理に十分留意してください。
- 感染症予防のため、3密を避け、手洗い消毒を徹底してください。また、スタッフ、利用者ともに健康状態のチェックをしてください。感染症発生時に備え、毎回参加者名簿（氏名、連絡先）を作成してください。
- 事業を実施する際は、地域包括支援センターと連携してください。
- 地域のボランティアを積極的に受け入れるようお願いします。

市ホームページや広報、チラシ配布にて、市内の認知症カフェの周知を行っています。ご協力ください。

各書類の記入例と注意事項

様式第1号(第6条関係)

※申請時に必要な書類です

記入例

令和7年4月4日

三原市長 様

所在地 **三原市港町●-●-●**

名称 **浮城事業所**

代表者氏名 **三原 太郎**



(個人が署名した場合及び法人の場合は、
記名押印してください。)

必ず代表者印（個人の場合はその方の印）を押印してください。

令和7年度三原市認知症カフェ運営事業補助金交付申請書

三原市認知症カフェ運営事業補助金の交付を受けたいので、三原市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 141.200 円

【内訳】

区分	金額
開設補助	40.000 円
運営補助	101.200 円

2 補助を受けようとする認知症カフェの名称 みはら★おれんじカフェ

3 添付資料

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

事業計画書

作成日 令和7年4月4日

認知症カフェの名称	みはら★おれんじカフェ
開催日・時間	開催日：毎月第 <u>3</u> ・ <u>水</u> 曜日 その他（ ） 開催時間：午前 <u>午後</u> 14時 <u>00</u> 分から 午前 <u>午後</u> 16時 <u>00</u> 分まで
開催場所	【建物名】浮城事業所（団らん室） 【住所】〒723-●●●●● 三原市 <u>港町</u> ●-●-● 【連絡先】0848-●●-●●●●●
利用可能人数	10人
運営スタッフ	スタッフ <u>2</u> 名 その他（ボランティア等） <u>3</u> 名 （うち資格※を有するスタッフの数 <u>2</u> 名） ※認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、看護師、 <u>保健師</u> 、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、キャラバンメイト、認知症地域支援推進員 その他（ ）
活動内容	<input checked="" type="checkbox"/> 茶菓の提供 <input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 認知症に関する講演会 <input type="checkbox"/> 認知症予防のための各種講座 <input checked="" type="checkbox"/> 専門職による勉強会・相談会 <input checked="" type="checkbox"/> 傾聴 <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ プランターで野菜作り ）

※申請時に必要な書類です

記入例

収支予算書

例1 運営補助のみの記入例（既実施団体）

浮城事業所

（個人にあつては氏名）

総事業費	116.200 円
------	------------------

上限は 15,000 円×実施回数若しくは 180,000 円

《収入》

科目	金額	説明
三原市認知症カフェ運営事業補助金	A 101.200 円	
自己資金	B 0 円	
①参加料収入	15.000 円	100 円×15 人×12 回
②企業等の協賛金・寄附金		
③その他（ ）		
①～③の合計	C 15.000 円	
合計 (A+B+C)	116.200 円	

《支出》

	科目	摘要	金額
補助対象経費	謝金	講座講師謝金 5.000 円×2 回	10.000 円
	食糧費	お茶・菓子代 2.000 円×12 回	24.000 円
	需用費	文具(紙・筆記用具)	4.000 円
		紙コップ・紙皿・フドラーなど500円×12 回	6.000 円
	役務費	野菜の苗、園芸品 3.000 円×12 回	36.000 円
		レクレーション保険 200 円×13 人×12 か月	31.200 円
	切手・はがき	5.000 円	
	補助対象経費合計		116.200 円
対象外経費			
総事業費（補助対象経費＋対象外経費）			116.200 円

収入の合計と支出の合計は必ず一致させて下さい。

※収入合計と支出合計が同額となるように作成してください。

※申請時に必要な書類です

記入例

収支予算書

例2 運営補助+開設補助の記入例 (新規団体)

浮城事業所

(個人にあつては氏名)

総事業費	156,200	上限は 15,000 円×実施回数若しくは 180,000 円 + 50,000 円
------	----------------	--

《収入》

科目	金額	説明
三原市認知症カフェ運営事業補助金	A 141,200 円	開設補助 40,000 円 運営補助 101,200 円
自己資金	B 0 円	
①参加料収入	15,000 円	100 円×15 人×12 回
②企業等の協賛金・寄附金		
③その他 ()		
①～③の合計	C 15,000 円	
合計 (A+B+C)	156,200 円	

《支出》

	科目	摘要	金額
補助対象経費	運営補助(謝金)	講座講師謝金 5,000 円×2 回	10,000 円
	運営補助(食糧費)	お茶・菓子代 2,000 円×12 回	24,000 円
	運営補助(需用費)	文具(紙・筆記用具)	4,000 円
		紙コップ・紙皿・マドラーなど500円×12 回	6,000 円
	運営補助(役務費)	野菜の苗、園芸品 3,000 円×12 回	36,000 円
		レクレーション保険 200 円×13 人×12 か月	31,200 円
	開設経費	看板、エフロン	5,000 円
補助対象経費合計			156,200 円

外 対 象 収 入 外 経 費

収入の合計と支出の合計は必ず一致させて下さい。

総事業費 (補助対象経費+対象外経費)	156,200 円
---------------------	------------------

※この書類は市から実施団体へ送付する書類です

記入例

様式第4号（第7条関係）

三 高 第 ●●号
令和7年 4月15日

三原 太郎 様

様式第6号、8号、12号に記載する日付、番号です。

三原市長



三原市認知症カフェ運営事業補助金交付決定通知書

令和7年4月4日付けで申請のあった補助金について、次のとおり決定しましたので、三原市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 補助金交付決定額 金 141,200 円

2 交付の条件

- (1) 本事業の実施について、内容の変更、中止又は廃止する場合は、三原市認知症カフェ運営事業補助金交付変更承認申請書（様式第6号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 本補助金について、その収入額及び支出額を記載した帳簿を備え、その用途を明らかにしておくとともに、支出額については、その内容を証する書類を整備し、本補助事業完了の日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。
- (3) 本事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- (4) 前3号までに定めるもののほか、三原市補助金等交付規則を遵守し、同規則に基づく市長の処分、指示及び請求には、異議なく従わなければならない。

様式第6号(第8条関係)

※実施内容を変更する時に必要な書類です

三原市長様

三原市認知症カフェ運営事業補助金交付決定通知書(様式第4号)に記載してある日付・番号を記入して下さい。

所在地 **三原市港町●-●-●**

名称 **浮城事業所**

代表者氏名 **三原 太郎**



(個人が署名しない場合及び法人の場合は、記名押印してください。)

令和7年度三原市認知症カフェ運営事業補助金交付変更承認申請書

令和7年4月15日付け**三高**第●●号で交付決定通知のあった事業について、次のとおり計画を変更したいので、三原市認知症カフェ運営事業補助

交付決定額に、変更内容(増額・減額)を反映した額を記入してください。

- 1 補助金等変更申請額 金 153.200 円也
- 2 変更の理由 **利用していた会場が利用できなくなり、別会場を借り上げるため、会場使用料(10月~3月分)が必要となったため。**
- 3 変更の内容 **支出) 会場使用料 2.000 円×6か月 = 12.000 円を増額する。**

~その他の変更の理由例~

例1 インフルエンザ感染が拡大しており、感染防止のため予定していた事業(12月10日分)を中止した

例2 台風接近による気象警報発令が予測されたため、予定していた事業(8月12日分)を中止した。

※報告時に必要な書類です

記入例

様式第8号(第9条)

令和8年3月20日

三原市長様

三原市認知症カフェ運営事業補助金交付決定通知書(様式第4号)に記載してある日付・番号を記入して下さい。

所在地 三原市港町●-●-●

名称 浮城事業所

代表者氏名 三原 太郎

(個人が署名しない場合及び法人の場合は、記名押印してください。)



三原市認知症カフェ運営事業補助金実績報告書

令和7年4月15日付け三高第●●号により交付の決定通知を受けた事業が完了したので、三原市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次とおり報告します。

1 補助金の額 金 138,659 円

【内訳】

区分	金額
開設補助	40,000 円
運営補助	98,659 円

2 添付資料

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 支出を確認できる書類
- (4) 補助事業の実施が確認できる現場写真、チラシ等
- (5) その他

事業報告書

認知症カフェの名称：みはら★おれんじカフェ

開催月	開催日	参加人数		開催場所	企画・内容等
		利用者 (人)	スタッフ (人)		
4月	17	4	5	浮城事業所団らん室	野菜作りの話 茶話会
5月	15	4	5	浮城事業所団らん室	野菜の苗植え 茶話会
6月	19	5	5	浮城事業所団らん室	野菜の世話 茶話会
7月	17	6	4	浮城事業所団らん室	野菜の世話 茶話会
8月	21	6	5	浮城事業所団らん室	野菜の収穫 茶話会
9月	18	6	4	浮城事業所団らん室	野菜の苗植え 茶話会
10月	16	6	4	●●会館	野菜の世話 茶話会
11月	20	10	5	●●会館	野菜の世話 茶話会
12月	18	12	5	●●会館	野菜の収穫、調理 茶話会
1月	15	12	7	●●会館	▲▲先生の健康講話 茶話会
2月	19	10	7	●●会館	野菜の苗植え 茶話会
3月	18	15	7	●●会館	野菜の世話 茶話会

事業の効果	育てたい野菜や果物など、参加者の希望を聞きながら苗を決め、世話を続け、収穫することができました。参加者からは、「次はこれを植えよう」など前向きな言葉が聞かれました。 ボランティアの参加も増えたことから、地域の人にも声をかけ、認知症サポーター養成講座を開催できた。
事業の課題	認知症の人が疲れないよう、企画を考えたい。

収 支 決 算 書

(1) 収入

(単位：円)

科 目	金額	説 明
三原市認知症カフェ運営事業補助金	A 138,659 円	
自己資金	B	
①参加料収入	16,500 円	100 円×165 人
②企業等の協賛金・寄附金		
③その他 ()		
①～③の合計	C 16,500 円	
合 計 (A+B+C)	155,159 円	

(2) 支出

(単位：円)

	科 目	摘 要	金額
補助対象経費	謝金	講座講師謝金 5,000 円×2 回	10,000 円
	食糧費	お茶・菓子代	20,102 円
	需用費	文具(紙・筆記用具)	3,210 円
		紙コップ・紙皿・マドラー	8,321 円
		野菜の苗、園芸品	35,126 円
	役務費	レクレーション保険 200 円×96 人	19,200 円
		切手・はがき	1,200 円
使用料及び賃借料	会場借上料 3,000 円×6 回	18,000 円	
開設経費	看板、エフロン	40,000 円	
	補助対象経費合計		155,159 円
対象外経費			
総事業費 (補助対象経費+対象外経費)			155,159 円

収入の合計と支出の合計は必ず一致させて下さい。

注 欄内に記入できない場合は、別紙に記入してください。

※この書類は市から実施団体へ送付する書類です

様式第11号(第10条関係)

三 高 第 ■■■号

令和8年 3月25日

様

三 原 市 長 印

三原市認知症カフェ運営事業補助金交付額確定通知書

令和7年4月15日付け**三高第●●号**で交付決定した三原市認知症カフェ運営事業補助金の額を、令和8年 3月20日付けで提出の三原市認知症カフェ運営事業補助金交付実績報告書に基づき、次のとおり確定したので、三原市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

交付決定額 金 **141.200** 円也確 定 額 金 **138.659** 円也

記入例

令和8年3月30日

様式第12号(第11条関係)

三原市長様

補助金交付申請書(様式第1号),
実績報告書(様式8)に記載した
代表者の方の住所、名前、電話番号
を記入して下さい。

三原市認知症カフェ運営事業補助金(概算払い)付請求書

三原市認知症カフェ運営事業補助金交付決定通知書(様式第4号)に記載してある日付・番号を記入して下さい。

所在地 **三原市港町●-●-●**

名称 **浮城事業所**

代表者氏名 **三原 太郎**



(個人が署名しない場合及び法人の場合は、
記名押印してください。)

令和7年4月15日付け三高第●●号で補助金の交付決定
運営事業補助金について、次のとおり請求します。

補助金請求額 金 138,659 円也

三原市認知症カフェ運営事業
補助金交付額確定通知書(様式
第11号)に記載の確定額を記
入してください。

交付決定額	受入済額	今回請求額	計	備考
141,200 円	0 円	138,659 円	138,659 円	

口座振替依頼書

なお、補助金の支払に当たっては、次の口座にお振込みください。

振 込 先	フリガナ	みはら たろう			
	口座名義人	三原 太郎			
	□ 金融 機関	金融 機関名	●▲ 銀行 農協 信用金庫 信用組合	支店名	三原 支店 出張所
		預金 種別	普通 2 当座	口座番号	● ● ● ● ● ● ●
	記		番号		

口座名義人は、銀行等に登録してい
る名義を正確にご記入ください

※交付額確定後に提出する書類です。

(概算払いの際は、交付決定後に提出してください。)

Q&A

Q カフェを中止したら、その都度変更が必要ですか

A 年度内で振替開催が可能なようであれば、変更は不要です。
年度末、最終的に実施回数が予定回数に満たないことが確定したら変更申請してください。

Q いろいろな事業で使用するコピー機のリース代はどのように計上したらよいの

A カフェ以外の事業で使用しているのであれば、リース代全額は補助対象になりません。
枚数をカウントして、カフェのために印刷した枚数を単価で乗じた額が補助対象となります。(例：コピー1枚2円の場合、50枚印刷で100円、12か月分で1200円)
添付の領収書の写しは、全額の領収書とし、空いたスペースに「うち認知症カフェ分(例)2円×50枚×12回=1,200円」と記載してください。
(領収書内に単価の記載がない場合や按分の仕方が難しい場合は、担当に相談してください)

Q 7人参加予定でしたが、3人欠席しました。既定の「おおむね5人」を下回っていますが、補助の対象になりますか

A 予定の人数がおおむね5人以上であれば差し支えありません。

Q 作業療法材料を、数回分まとめて購入しても構いませんか

A 補助金を計算する際、1回あたりの金額に実施回数を乗じて計算しますが、必ず1回のカフェを15,000円で実施しなければならないものではありません。また、1回ずつ収支をまとめる必要もありません1枚の領収書で、数回分使用する物品等購入しても差し支えありません。ただし、領収書の写しに、いつ実施したカフェで使用したのかが分かるよう手書きしておいてください。

例

領 収 書	
浮城事業所 様	4月、5月
金3,200円 (税込み)	
お茶、お菓子 代として	
瀬戸商店	
三原市本町 ●—●—●	